

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症
第34回 危機管理対策本部 会議次第

令和3年4月26日

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和3年4月23日発出の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について
- (2) 各部の対応について（報告事項）
 - 土木部
 - 子ども未来部

3 閉 会

令和3年4月23日発出の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について

1 現状の捉え方

国では、4月23日、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、東京都を対象とする緊急事態宣言を発出した。

東京都では、従来の新型コロナウイルスよりも感染力の強い変異株の影響を抑えるため、令和3年1～3月の緊急事態宣言時以上に対策を徹底するとしている。

区としては、東京都の緊急事態措置の内容を十分に踏まえ、必要な対策を行っていく。

また、国や東京都では、感染拡大防止策として、在宅勤務・テレワークの活用や大型連休に併せた休暇取得の促進を提唱している。

2 基本的な考え方

区としては、会食などの感染リスクの高い行動や三密（密閉・密集・密接）の回避は当然のこと、不要不急の人との接触の低減に努めながらも、社会機能を維持するために必要な業務については感染防止策を徹底しながら継続することが必要である。

その一方で、区には、行政機関として区民生活の維持のため必要な業務を継続していくとともに、4千人以上の職員をかかえる団体として、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを抑える取り組みも求められている。そこで、区においては、時差勤務を継続して行うとともに、可能な範囲で在宅勤務の推進等に取り組むこととする。

なお、東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・中止の基本方針については、以下のとおり、危機管理対策本部で示すこととするが、詳細な内容等について各部において、精査し決定する。

なお、縮小・延期・休止を行った業務等については、緊急事態宣言解除後、国・東京都の方針を踏まえ、徐々に緩和を進めていくこととする。

<職員の出勤について>

- ・まん延防止等重点措置の実施下における対応と同様、可能な範囲で在宅勤務等に取り組む。
- ・出勤時等において密集を避けるため、職員の時差出勤を継続して行う。
- ・職場内における感染拡大防止の観点から、令和2年9月15日危機対策本部決定「区職員の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合等の当面の対応について（令和2年12月14日修正）」の取り扱いを継続する。
- ・職員の出勤を抑制することで、対応窓口の減少を招き、待合場所でお客様の密集状況を引き起こす等業務に支障をきたすことのないよう配慮する。

<併せて行う対応方針>

- ・区民に対しては、不急な要件等での来庁の自粛を要請するとともに、区側においては、申請・届出期限等の延伸、郵送・オンライン形式による受付等を推進する。

- ・会議、打ち合わせにおいては、書面開催やオンライン形式を心がける。

<東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・休止の基本方針>

- ・会館（北とぴあ・赤羽会館・滝野川会館）及び各区民センター、体育館・運動場等の屋内外体育施設、博物館については、休館とする。

- ・高齢者施設、障害者施設、健康支援センターにおいては、感染防止策を徹底しながら運営を継続する。

- ・学校、幼稚園、保育園、学童クラブ（特例利用を含む）については、感染防止策を徹底しながら運営を継続する。また、放課後子ども教室については、親が働いている等やむを得ない場合の預かりを実施する。

- ・児童館においては、原則休館とし、相談業務のみ対応する。

- ・図書館においては、予約資料の受け取り等を除き、サービスの一部を休止する。

- ・不特定多数の参加者のある式典・催し物・講座については、まずはオンライン形式による開催を検討する。オンライン形式による開催が困難な場合は、参加者の徹底したソーシャルディスタンスの確保や大きな声を出さないよう運営を行うこととする。これら、条件が満たせない場合は、延期・中止とする。

<基本的な感染予防策の徹底>

- ・区職員は、一人ひとりが感染拡大を抑制させる意識を強く持ち、区民の行動の規範となるよう、手洗いの励行や咳エチケット等の適切な行動をはじめ、危機管理対策本部において決定した「東京都北区 庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策」の取り組みを改めて確認し、徹底する。

その他

この考え方は、4月26日より適用する。また、今回の緊急事態宣言の発出に伴う貸出中止等によるキャンセル料については、全額を還付する。

区立公園における公園施設の利用休止について
(令和3年4月26日現在)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下のとおり対応することといたします。

1. 休止を継続する施設

- | | |
|-----------------|----------------|
| ①荒川岩淵関緑地バーベキュー場 | 令和3年1月12日～当面の間 |
| ②赤羽自然観察公園の炊事棟 | 令和3年1月12日～当面の間 |
| ③名主の滝公園の茶室 | 令和3年1月12日～当面の間 |

2. 新たに休止する施設（予定）

公園内の駐車場（周辺含む 8箇所）

（北区中央公園、飛鳥山公園、新河岸東公園、北運動公園、赤羽スポーツの森公園、桐ヶ丘体育館、赤羽体育館、滝野川体育館）

順次、休止対策実施～当面の間

土、日、祝日のみ利用可能の駐車場

（荒川赤羽緑地駐車場、荒川岩淵関緑地駐車場）

令和3年4月29日～当面の間

公園内の水施設

（飛鳥山公園、音無親水公園、清水坂公園、滝野川公園、西ヶ原みんなの公園）

令和3年5月1日～当面の間

※その他の施設や利用について、感染拡大状況に応じて、休止する場合がございます。

3. 公園の利用について

- ・感染リスクを高めるため、飲酒やシートなどを広げての飲食は禁止といたします。
- ・公園内を散策などする場合は、マスクの着用や混雑を避けるなど、感染防止にご協力をお願いいたします。

4. その他

区のホームページやSNSを通じて、利用休止を周知してまいります。

令和3年4月26日

保育園

学童クラブ等 をご利用の保護者のみなさまへ

子ども家庭支援センター

このたび、新型コロナウイルスの感染拡大に関連して、国の緊急事態宣言が発令されましたが、保育所等については、規模を縮小せず、原則開所するよう要請があったところです。

北区教育委員会としては、国や東京都の方針に基づき、さらに感染防止対策に努めながら、保育園と学童クラブの運営を継続することといたしますので、保護者のみなさまには、3密の回避、手洗い、マスクなどの基本的な感染症予防策の徹底、ご家族の健康管理について、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

なお、東京都からは、区市町村の公立施設や主催イベント等について、東京都における緊急事態措置等を参考に対応するよう要請がありましたので、保育園と学童クラブ以外の子ども・子育て関連施設、事業については、下記のとおり休業または中止、延期等の取り扱いとなります。

なお、国や東京都から新たな指示、要請が出た場合は、変更内容等について、改めてお知らせいたします。

記

1 児童館、子どもセンター、ティーンズセンター

休館します。ただし、子育てに関するお悩み等については、電話または面談により実施しておりますので、お近くの児童館等にお問い合わせください。

2 放課後子ども教室

休止します。ただし、就労等のやむを得ない事情の預かりが必要な場合は、それぞれのわくわく☆ひろばまでご相談ください。

3 子ども家庭支援センター

事前予約制にて「ひろば」や「相談窓口」の運営を継続します。また、児童発達支援センターは感染防止対策を徹底しつつ運営を継続します。

保護者のみなさま、何より子どもたちが、先行きの見えない中で大きな不安を抱きながらの生活が続いていることと存じます。北区および北区教育委員会として引き続き最大限の対応と情報提供に努めてまいりますので、ご家庭におかれても、ご不明な点があれば、それぞれの窓口にご相談ください。

保育園に関すること	電話	3908-9127
学童クラブに関すること	電話	3908-9361
育児相談、虐待に関すること	電話	3914-9565